

非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(財団関係その1)

第3 財団関係

1 公益性を要件としない財団法人制度について

公益性を要件としない財団形態の法人制度を創設することについて、どう考えるか。

社団形態の法人制度や信託制度のほかに、財団形態の法人制度を認める意義について、どう考えるべきか。

法人格の取得と公益性の判断が一体となっていることから生じる様々な問題に対処するためには、公益性を要件としない財団形態の法人制度の創設を積極的に検討すべきではないか。

例えば、特定の人々に対して奨学金を給付することを目的とする場合や同窓会のために用いる財産の管理を目的とする場合など、財団形態の法人を利用したいというニーズがあるのではないか。

他方、公益性を要件としない財団形態の法人を一般的に認めると、家族世襲財産を作るために用いられたり、財産が固定化するといった指摘があるがどうか。

2 基本財産制度の要否

財団形態の非営利法人(以下「非営利財団法人(仮称)」という。)制度において、その法人格の基礎となる財産の集合体(以下「基本財産」という。)に関する規律の要否、その在り方について、どう考えるか。

民法には、「基本財産」に関する規定はない。

例えば、次の事項については、どう考えるか。

基本財産の規模及び基本財産となしうる財産の種類

基本財産とするための手続

基本財産の処分等に関する手続の在り方や処分等の制限の要否

3 非営利財団法人(仮称)のガバナンス

(1) 評議員会制度

法人運営の適正を図るために、評議員会を必置機関とすることの可否についてどう考えるか。

評議員会の位置付けやその権限について、どう考えるか。

(2) その他

(1)のほか、非営利財団法人(仮称)のガバナンスに関する規律として、非営利社団法人(仮称)と異なる規律を設ける必要があるか。

例えば、次の事項について、非営利社団法人(仮称)と異なる規律を設ける必要があるか。

理事及び監事の定数、任期、権限

理事会制度を法定することの可否

監事を必置機関とすることの可否

4 寄附行為の変更

寄附行為の変更について、どのような規律を定めるべきか。

民法上、寄附行為の変更に関する明文の規定はないが、個別の寄附行為にその変更の方法を定めている場合には、寄附行為の実行として、変更することができると解されている(我妻栄「民法講義」(1965年)184頁 岩波書店)。

5 その他

以上のほか、非営利財団法人(仮称)の規律として、非営利社団法人(仮称)における検討とは別に検討する必要がある事項としてどのようなものが考えられるか。